

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部
	課名	社会福祉課
	係名	障害福祉係
	記入者	
	電話(内線)	137

1. 事業の概要	
(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続
(2) 事務事業 の名称	障害者等日常生活用具給付事業
(3) 事業の 優先度	A
(4) 総合計画での位置づけ	(6) 事業主体 市
① 事業の区分	主要事業
② 施策コード	15103 (総合計画掲載ページ 64 ページ)
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)
基本施策	1-5自分らしく暮らせる障害者福祉の充実(障害者(児)福祉)
施策	①障害者(児)福祉の充実
施策内容	3日常生活支援
(5) 事業期間	開始 平成 18 年 10 月から 終了 年 月まで (力年)
(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質 一般事業費(ソフト事業) 会計区分 一般会計 財源区分 国県補助 予算科目 款 3 項 1 目 3 予算書上の 事業名称 (予算書 72 ページに掲載)
(8) 事務分類	自治事務 根拠法令 障害者総合支援法

2. 事業の目的及び内容	
(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
重度障害者等(障害者、障害児、難病患者)のうち、日常生活用具を必要とする者	障害状況に合わせた用具を給付することにより、重度障害者等の日常生活の利便性が向上し、自立が促進される。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
重度障害者等が、日常生活を自立した状態で円滑に過ごすために必要な用具の購入(又は借用)を助成する ◎給付要件等 ・身体障害者手帳所持者(児) ・難病患者(障害者総合支援法の対象疾患に限る) ・障害種別により、年齢制限、品目制限、上限額あり ・登録事業者以外利用は給付不可 ◎制度利用の流れ:①事前申請⇒②(市)審査⇒③(市)申請者に支給券交付、登録事業者に支給券記載内容を通知⇒④自己負担分を支払い用具を受取る⇒⑤(市)登録事業者に支払	平成18年10月の障害者自立支援法第77条(現障害者総合支援法第77条)に基づき地域生活支援事業の必須事業として事業開始。
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境、市民ニーズ等) や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
平成18年度要項による現行の日常生活用具の給付要件(対象用具、対象年齢、基準価格等)では、障害者の生活実態と合致しない案件が見受けられるようになった。これらは、医療制度改革による在院日数(入院日数)の短縮により、医療の必要性の高い者が在宅生活を送るようになったことや、地デジ化等の情報伝達方法の変化に対応できる機器が開発される等により求められる機器が変化しているものによると考えられる。これらに対し、申請者の障害状況及び生活状況の詳細な調査、他市の給付要件等を調査し、一部の日常生活用具について障害要件及び耐用年数を改善した。	

3. 事業コスト					
行政評価 実施計画	実績内容の評価	検討・改善	検討・改善内容を反映		
● 予算内訳	実績額 (千円)	当初予算額 (千円)	計画額・見込額 (千円)		
事業内容	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
日常生活用具給付事業	9,777	12,000			
事業費					
合計	9,777	12,000			
財源					
国庫支出金 (千円)	4,199	6,000			
県支出金 (千円)	2,093	3,000			
地方債 (千円)					
その他特定財源 (千円)					
一般財源 (千円)	3,485	3,000			
合計 (千円)	9,777	12,000			
補助・起債制度名	障害者地域生活支援事業費補助金	障害者地域生活支援事業費補助金			

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）							
指標名	ストマ用装具給付件数(紙おむつ等を含む)	目標値		1,164	1,164	1,164	1,164
		実績(見込)値	件	1,040	1,164		
	日常生活用具給付(ストマ用装具を除く)	目標値	件		25	25	25
		実績(見込)値	件	17	25		
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）							
指標名	手帳所有者(ぼうこう・直腸)実人数	目標値	人		100	105	110
		実績(見込)値	人	109	100	105	110
		達成率		94.8 %	87.0 %		
	手帳所持者(ぼうこう・直腸以外)実人数	目標値	人		1,620	1,635	1,650
		実績(見込)値	人	1,609	1,620	1,635	1,650
		達成率		96.6 %	97.3 %		

5. 事業評価

(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

身体障害者手帳を取得した際に、等級に応じて給付を受けられる用具の案内や、どのように手続きを行うかを説明することで、利用者が必要なときに申請を行えるように案内をした。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価				理由
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	障害に応じて経済的な負担軽減や、自立した生活を行うために日常生活用具の給付は必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	行政にしかできない事業である。
	手段の妥当性	A	妥当である	現在の方法が一般的と思われる。
効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない	公平公正な事務執行には現行以外考えにくい。
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	要項で対象基準を定めているため公平性は保っている。
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	概ね成果は向上しているが、医療の必要性が高い在宅障害者等では、現行の給付要件では障害者の生活実態に合致しない事案が見受けられるようになってきた。
進捗度	事業の進捗	A	順調である	人工肛門等造設者の請求に対し、制度に沿って支給している。

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

技術の進歩により新たに障害者の自立を促すような日常生活用具が開発されていることや、医療制度改正による在院日数(入院日数)の短縮等による医療の必要性の高い障害者が自宅に戻る状況から、現行の支給要件では対応できない用具に対する助成を求める事案が発生している。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一環として実施しており、市町村裁量である部分が多い。このため、申請者の障害状況や生活実態に見合うよう、給付対象用具や上限額については他市町村の動向を見ながら、対象となる障害要件や年齢については本人の生活状況や医師意見書等による確認を行うなどにより柔軟に対応をしていく必要がある。

6. 事業の方向性判断

評価主体	28年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	障害者の地域での生活を支える重要な事業である。
(3) 最終評価 企画調整会議において 評価を行う		上記評価のとおり。